

# マスカット会会則（改正第5版）

## （目的）

### 第1条

マスカット会（以下本会という）は、会員相互の情報交換、親睦を図るとともに、会員が啓発し合い、それぞれの事業（ビジネス）を充実・発展させることを目的とする。この目的にかんがみ、本会は、全員参加のもとに運営する。

## （会員の資格）

### 第2条

本会会員は、岡山市内および周辺地域に本社、支店、営業所等をもつ企業又は事業所（以下企業等という）に属する者であって、原則として企業等の経営者もしくは課長職以上の者とする。但し一業種一企業等を原則とする。

本会に入会しようとする者は、前項に該当しかつ会員2名の推薦を得た者で、役員会において全員一致の承認を得なければならない。

会員としての登録は、一社につき2名以内とする。

政治団体、宗教団体、占い等の団体、もしくは靈感商法、マルチまがい商法等社会的にみて著しく不当・違法な事業活動を行っている企業等に属する者は、入会できない。

## （会員資格の喪失）

### 第3条

本会会員が、次の事由に該当するときは、役員会の決議により、会員資格を失う。

会則に定める会費、もしくは行事参加費を納めなかったとき

連続3回以上何らの連絡なくして欠席した場合

正当な理由がなく6ヶ月間連続して例会に欠席した場合

同一会社で他部門へ移動し、現会員と業種が競合することとなった場合

転勤、別会社へ出向した場合

他の会員に対し、著しい迷惑行為をした場合

## （退会）

### 第4条

会員は、事前に役員会へ申出て退会することができる。但し既に支払われた年会費は返さない。

## (行事)

### 第5条

本会は第1条の目的達成のため、次の行事を行う。

月1回の例会

ビジネスに関する講演会、研修会、研究会、情報交換

親睦行事

その他目的達成のため必要な行事

## (禁止事項等)

### 第6条

本会の例会等においては、政治、宗教、占いに関するテーマは、一切取り上げない。

例会等の出席者は、会員に限り、代理出席を認めない。但し会員が出席している場合、会員の企業等に属する非会員については、出席を認める。

会員は、会員間でビジネスが成立した場合、例会においてその成果を発表することができる。

## (役員・役員会)

### 第7条

本会は、会員中より会長、副会長1名を選任する。正副会長の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

会長は、本会を代表し、本会を統轄する。

本会は、正副会長および第8条1項に定める各部会委員長による役員会を設置する。

役員会は、本会則に基づき、本会の運営方針、その他重要事項を決め、本会を運営する。

## (委員会等)

### 第8条

本会は、運営委員会、広報委員会、親睦委員会、会計等を設置する。

各委員会には、委員長及び副委員長を置く。正副委員長は、役員の中から互選する。

運営委員会は、役員会の決定した基本方針等に基づき、例会および同関連行事の企画、運営にあたる。

広報委員会は、例会等の各種行事に関し、会員への広報にあたる。

親睦委員会は、会員間の親睦を図るため、親睦行事の企画、運営にあたる。

会計は、会員の中から互選し、本会の収支を管理する。

本会の収支決算を監査するため、監事1名を置き、監事は定期総会において監査報告をする。

委員、会計、監事の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

## (事務局)

### 第9条

本会に事務局を設置する。

事務局は、会員に対する例会等の案内、出欠確認、例会の準備等を行なうこととし、(株)損保ジャパン岡山支店内に置く。

## (総会)

### 第10条

本会は、毎年3月、定期総会を開く。但し必要に応じて臨時総会を開くことができる。

総会においては、役員を選出、その他重要事項を決める。

総会は、会長が招集し、会長が議長となり、過半数の会員が出席し、かつ出席会員の過半数で決する。

本会則に定めのない事項、本会則の改廃については、総会において決める。

## (会計)

### 第11条

本会の年会費は、1名につき年間12,000円とする。但し中途入会者は、月割にて入会時に支払う。

新入会員は入会時に入会金5,000円を支払う。

前項の年会費の他、行事運営に必要なときは、臨時に会費を撤収することができる。

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

## 附 則

平成11年 3月 日 会則制定

平成13年 3月 8日 会則一部改正

平成14年 7月11日 会則一部改正

平成19年 3月20日 会則一部改正

平成25年 3月21日 会則一部改正